

学校法人瀬木学園「西体育館・2号館改修工事」 設計施工プロポーザル実施要領

1. 目的

学校法人瀬木学園の西体育館・2号館は築40年を経て老朽化が進み、時代のニーズとも合わない部分も出てきている。今回、改修工事を行うことにより学生の使いやすいものにするこ
とを目的とする。

また、改修工事については、限られた事業費を最大限に有効活用し、学生に喜ばれるものを
提供するため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から提案された企画等を一定の基準
で評価・選定する「プロポーザル」を実施し、選定することとする。

2. 工事概要

(1) 工事名

西体育館・2号館改修工事

(2) 発注方式

本工事は、提案を受けた上で、実施設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式
の工事である。

(3) 工事概要

①撤去工事	一式
②実施設計	一式
③エレベーター新設工事	一式
④アスベスト対策工事	一式
⑤エアコン設置及び取換え工事	一式
⑥内装仕上工事（天井・壁面仕上、床仕上 造作 等）	一式
⑦設備工事	一式
⑧諸経費	一式

(4) 工期

契約締結日から令和6年3月31日まで

(5) 施工場所

名古屋市瑞穂区春敲町1丁目 西体育館・2号館

(6) 総工事価格

未定（提案内容によるが、最大で8億円）

(7) 工事仕様

- ①利用者の安全に最大限配慮すること。
- ②改修工事に使用する材料は、施設の使用期間が長寿命化するように耐久性が優れたものと
する。また、維持管理（交換・修理）がしやすい材質・構造とする。
- ③学生も教職員も快適に過ごせる空間づくりや、学習内容に合った空間づくり（色調、配置
等）に配慮すること。
- ④決定後、学校法人瀬木学園が採用するアドバイザーの意見を聞き協同して業務にあたること。

(8) 要求事項

企画提案にあたっては、「発注者の要求事項」（別紙）に従うこと。

3. 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないこと。
- (3) 会社更生法に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。
- (4) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められるものでないこと。
- (5) 民事執行法の規定による金銭債権に対する強制執行又は国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受けた者でないこと。
- (6) 民事保全法に基づく民事保全の手続が常態として行われていると認められる者でないこと。
- (7) 名古屋市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号の暴力団員(以下、「暴力団員」)並びに法人であってその役員が暴力団員である者又はこれに準ずるもので、明らかに請負者として不適当である認められる者ではないこと。

4. 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加申込書等を以下により提出すること。

なお、参加申込受付期間を過ぎての申し込みは受け付けない。

(1) 受付期間及び提出方法

①受付期間：令和 4 年 8 月 17 日（水）から令和 4 年 9 月 2 日（金）まで

②提出方法：持参又は郵送（配達の有無が確認できる郵便に限る。）

※持参の場合は、平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

※郵送の場合は、令和 4 年 9 月 2 日（金）必着とする。

③提出先：愛知みずほ大学・愛知みずほ短期大学 事務局長

〒467-0867 名古屋市瑞穂区春敲町2-13

(2) 提出書類

①参加申込書（様式 1）

②会社概要書（様式 2）

③暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書（様式 3）

④国税に滞納が無いことの証明（発行日から 3 か月以内、写し可）

⑤市税に滞納が無いことの証明（発行日から 3 か月以内、写し可）

⑥現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行日から 3 か月以内、写し可）

(3) 参加申込の結果通知

参加申込の結果について、令和 4 年 9 月 9 日（金）までに通知する。

5. 質問等

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式 4）により提出すること。

(1) 受付期間

令和 4 年 8 月 17 日（水）から令和 4 年 8 月 26 日（金）まで

(2) 提出先

愛知みずほ大学・愛知みずほ短期大学 事務局長

(3) 提出方法

電子メール mail: shisetsu@mizuho-c.ac.jp

(4) 回答方法

プロポーザル参加者全員に、質問書又は参加表明書に記載された電子メールアドレス宛てに回答する。なお、回答期間は令和4年9月1日までとし、随時回答する。

6. 提案書の提出

本プロポーザルの参加者は、自由な様式による提案書等を作成し、以下により提出すること。

(1) 受付期間及び提出方法

①受付期間：令和4年10月3日（月）から令和4年10月17日（月）まで

②提出方法：持参又は郵送（配達の有無が確認できる郵便に限る。）

※持参の場合は、平日午前8時30分から午後5時15分までとする。

※郵送の場合は、令和4年10月17日（月）必着とする。

③提出先：愛知みずほ大学・愛知みずほ短期大学 事務局長

〒467-0867 名古屋市瑞穂区春敲町2-13

(2) 提出書類

①提案書（様式自由 A3サイズ 枚数自由）及び補足説明資料

②提案目的物の概要図および必要に応じて完成予想図

③施工計画書（工程計画、施工方法等）

④工事費内訳書（見積書）（様式自由）

(3) 提出部数

・正本 1部…提出書類を①～④の順に、A3版のフラットファイルに綴じて提出すること
会社印を押印したものを正本とする

副本 5部…提出書類①～④の順に、ホチキス止めとしフラットファイル不要

7. 現地視察

プロポーザル参加者が現地視察を行いたい場合、事前に担当者へ連絡し、学生等利用者に影響を与えない限り、自由に行うことができることとする。

8. 審査・選定

(1) 審査方法

審査会議にて、プロポーザル参加者による企画提案プレゼンテーションを実施し、外部の学識経験者を含めた審査委員会の評価及び評価点集計を行う。
尚、審査委員会のメンバーについては事前に公表しない。

(2) 審査委員会

- ①日程 令和4年10月24日(月) (時間については別途連絡する)
- ②場所 愛知みずほ大学・愛知みずほ短期大学 会議室(1号館3階)
- ③出席者 1社3名以内
- ④実施時間 1社30分以内(セッティング・撤去に係る時間含む)
- ⑤貸出物品 机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクター

それ以外の物品については参加者の負担において用意すること

プロポーザル参加者から工事請負候補者を選定するための審査は、審査委員会が行う。

審査委員会は、評価された点を基に、総合評価点の高い順に順位を決定し、最多得点のプロポーザル提案者を工事請負候補者とし、第2位を次点候補者とする。

(3) 審査結果等の通知・公表

審査結果等については、プロポーザル参加者全員に対し、参加申込書に記載された電子メールアドレス宛に通知する。

審査結果の通知、公表：プレゼンテーションの日から1週間以内

9. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

「8. 審査・選定」において特定した工事請負候補者と、随意契約を行う。

工事請負候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者と随意契約を行う。

(2) その他

契約代金の支払いは、契約時、着工時、中間時、完工払いとする

10. プロポーザルの日程（一部予定を含む。）

契約の締結に至るまでの手続き及び時期は、次のとおりとする。

	手 続 き	時 期
1	公募説明会および公募開始	令和4年8月17日（水）
2	参加申込書受付期間	令和4年8月17日（水） ～令和4年9月2日（金）
3	質問書の受付期間	令和4年8月17日（水） ～令和4年8月26日（金）
4	質問書の回答期間	令和4年8月17日（水） ～令和4年9月2日（金）
5	参加資格要件確認結果の通知	令和4年9月5日（月） ～ 令和3年9月9日（金）
6	提案書の受付期間	令和4年10月3日（月） ～ 令和4年10月17日（月）
7	審査会議（プレゼンテーション）（予定）	令和4年10月24日（予定）
8	審査結果の通知・公表（予定）	プレゼンテーションの日から1週間以内
9	工事請負契約の締結（予定）	令和4年11月下旬（予定）

11. 著作権及び提出書類等の取扱い

(1) 著作権

提出された提案書、提案目的物の概要図（完成予想図）等の著作権は、それぞれプロポーザル参加者に帰属するものとする。なお、第三者の著作権の使用の責は、使用したプロポーザル参加者に全て帰するものとする。

(2) 提出書類等

学校法人瀬木学園は、本プロポーザルに関する選定、公表及びその他大学が必要と認めるときは、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提案書、提案目的物の概要図（完成予想図）を無償で使用できるものとする。

12. 経費の負担

プロポーザル参加者が本プロポーザルに要した全ての経費は、参加者の負担とする。

13. 失格事項

プロポーザル参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3. 参加者の資格要件」を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平さに影響を与える不正行為があったと認められる場合

- (4) 本要領に定める手続き以外の方法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (5) 提案書等の提出書類が期限を過ぎても提出されない場合
- (6) 審査委員会（プレゼンテーション）に欠席した場合
- (7) その他本要領に違反すると認められる場合

14. その他

- (1) 学校法人瀬木学園は、工事請負候補者の審査・選定を行うため、必要な範囲において、提出書類を複写して使用することがある。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出期限後の提出書類の加除修正は認めない。
- (4) 本件に係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開することがある。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 当該工事の契約が成立するまでの間において、工事請負候補者が「13. 失格事項」に該当することになった場合は、当該工事請負候補者と契約を締結しない。
- (7) 参加申込書提出後に辞退する場合には、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。以後、辞退による不利益な扱いはしない。
- (8) 審査委員会（プレゼンテーション）での説明順位は、「参加申込書」の提出順とする。なお、参加辞退届が提出された場合は、順次繰り上げるものとする。
- (9) 参加申込書を提出した事業者が1社の場合でも、審査委員会（プレゼンテーション）を実施し、当該業者の選定の可否を決定する。
- (10) 電子メール等の通信事故については、学校法人瀬木学園はいかなる責任も負わない。

15. プロポーザルは名古屋市内において実施予定であるため、プロポーザル参加者は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を十分に講じるとともに、当日会場においても対策を講じること。なお、場合によってはリモートによる開催もあり得るため、その場合の準備を行うこと。

16. プロポーザルの停止、中止及び取り消し

やむを得ない理由等によりプロポーザルを実施することができないと認められる場合は、プロポーザルを停止、中止及び取り消すことがある。

なお、この場合において当該プロポーザルに要した費用を学校法人瀬木学園に請求することはできない。

17. 問合せ先（事務局）

愛知みずほ大学・愛知みずほ短期大学 事務局長 西弘美

〒467-0867 名古屋市瑞穂区春敲町2-13

TEL : 052-882-1123 FAX : 052-882-1124

E-mail: shisetsu@mizuho-c.ac.jp

「発注者の要求事項」(別紙)

- *最低限の要求であり、空欄部分についても適宜自由に提案してください。
- *エアコンや給水、電気の配管はできる限り露出させない
- *共通事項として各部屋の窓が開かない(開きにくい)ため、開くように
- *老朽化に伴う全館の給排水の配管取り換え
- *授業に支障の出ないように計画する
- *WIFIが各部屋届くように
- *一部アスベスト撤去

記号	階数	部屋名	改修の目的	床	壁	天井	設備	その他
1	1-2	外部エレベーター(新設)	バリアフリー化					ストレッチャーが入るもの 通路になるエントランス壁撤去
2	1-3	階段室	暗いイメージを明るく	全面張替	全面塗り替え	全面塗り替え	照明器具撤去新設	
3	1	ラウンジ	使いやすい空間に	全面張替	全面張替		充電コーナー エアコン交換	東側壁にカウンター席 新設 北側入口パーティション撤去 2階物品庫の基礎・柱がくる
4	1	ラーニングコモンズ	用途変更	全面張替	全面張替		窓側にエアコン	入口 目隠し壁撤去 窓カーテン撤去
5	1	調理準備室		全面張替(タイルカーペット)	全面張替			間仕切り撤去 カーテン撤去
6	1	第1調理実習室		全面張替	全面張替		エアコン交換 照度確保 温水が出るように 2口蛇口に変更 ガス代更新 換気ファンの静音化	自動ドアを手動ガラス戸に 南面に棚を設置(保管庫のものを移動) 棚の色のアンバランスさを解消
7	1	キッチンスペース		全面張替	全面張替		エアコン交換	南側壁に台を設置
8	1	保管庫		全面張替	全面張替			壁面彫刻撤去 廊下、更衣室の壁撤去
9	1	更衣室		全面張替	全面張替		水栓を5台自動水栓に	廊下、保管庫の壁撤去 靴脱ぎをバリアフリー化
10	2	物品庫(新設)	新たに吹き抜け部分に床を作る					廊下から1か所出入口を設置
11	2	学校保健実習室		全面張替	全面張替		エアコン既存残し(21年 交換済み) プロジェクター・スクリー ン設置	姿見を設置(シンクの上)

12	2	看護実習室		全面張替	全面張替		エアコン交換	掲示板、電動ベッド撤去
13	2	201講義室		全面張替	全面張替		エアコン交換	
14	2	化学実験室		全面張替	全面張替		エアコン交換 温水が出るように 教員の手元が見えるような カメラおよび教室にモニ ターを適宜設置	既存プロジェクター撤去
15	2	化学実験準備室					エアコン交換	紫外線防止フィルム + 遮光ブラインド
16	2	廊下						壁面彫刻を撤去 ロッカースペースに
17	2	モデル保健室					エアコン交換	0Aフロアをやめる 入口を引き戸に
18	3	体育館	空調設備及び防音				エアコン設置 2重窓による防音防音	